

別表第 1

種 類		入 力	離 隔 距 離 (cm)				備 考			
			上 方	側 方	前 方	後 方				
炉	開放炉	使用温度が 8 0 0 以上のもの	250	200	300	200				
		使用温度が 3 0 0 以上 8 0 0 未満のもの	150	150	200	150				
		使用温度が 3 0 0 未満のもの	100	100	100	100				
	開放炉以外	使用温度が 8 0 0 以上のもの	250	200	300	200				
		使用温度が 3 0 0 以上 8 0 0 未満のもの	150	100	200	100				
		使用温度が 3 0 0 未満のもの	100	50	100	50				
不燃以外	半密閉式	浴室內設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては4.2kW以下	—	15 注1	15	15	注1：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。	
			内がま	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては4.2kW以下	—	—	60	—		
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが2.1kW以下	—	15	15	15		
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが2.1kW以下	—	15	60	15		
			内がま	ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが2.1kW以下	—	15	60	—		
				ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが2.1kW以下	—	15	60	—		
	密閉式	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが2.1kW以下	—	2 注1	2	2				
	屋外用	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが2.1kW以下	60	15	15	15				
	気体燃料	半密閉式	浴室內設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては4.2kW以下	—	4.5注1	—		4.5
				内がま	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては4.2kW以下	—	—	—		—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	2.1kW以下 ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが2.1kW以下	—	4.5	—	4.5		
			（注）							

	不燃			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	2.1kW以下	ふる用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが2.1kW以下	—	4.5		4.5		
				内がま	2.1kW以下	ふる用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが2.1kW以下	—					
		密閉式			2.1kW以下	ふる用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが2.1kW以下	—	2 注1		2		
		屋外用			2.1kW以下	ふる用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが7.0kW以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが2.1kW以下	30	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外			3.9kW以下			60	15	15	15		
	不燃			3.9kW以下			50	5		5		
上記に分類されないもの								60	15	60	15	
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式	バーナーが隠べい	強制対流型	1.9kW以下		4.5	4.5	60	4.5	
			密閉式									
		液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	2.6kW以下	100	15	150	15	注2：風道を使用するものにあつては1.5cmとする。
						温風を全周方向に吹き出すもの	2.6kWを超え7.0kW以下	100	15	100 注2	15	
			密閉式	強制給排気型	強制排気型	2.6kW以下	60	10	100	10		
					強制給排気型	2.6kW以下	60	10	100	10		
	不燃		半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	7.0kW以下	80	5		5	注3：ダクト接続型以外の場合にあつては1.0.0cmとする。	
					温風を全周方向に吹き出すもの	2.6kW以下	80	150		150		
	密閉式	強制排気型	強制排気型	2.6kW以下	50	5		5				
			強制給排気型	2.6kW以下	50	5		5				
	上記に分類されないもの							100	60	60 注3	60	

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式		ドロップイン式こんろ、キャビネット型 グリル付こんろ	1.4 kW以下	100	15 注4	15	15 注4		
					据置型レンジ	2.1 kW以下	100	15 注4	15	15 注4		
	不燃	開放式			ドロップイン式こんろ、キャビネット型 グリル付こんろ	1.4 kW以下	80	0		0		
					据置型レンジ	2.1 kW以下	80	0		0		
	上記に分類されないもの					使用温度が800 以上のもの		250	200	300	200	
						使用温度が300 以上800 未満のもの		150	100	200	100	
使用温度が300 未満のもの						100	50	100	50			
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式		フードを付けない場合		7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合		7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式				1.2 kWを超え4.2 kW以下		15	15	15	
							1.2 kW以下		4.5	4.5	4.5	
			密閉式				4.2 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
							4.2 kW以下	60	15	15	15	
	不燃	屋外用			フードを付けない場合		4.2 kW以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合		4.2 kW以下	15	15	15	15	
		開放式				フードを付けない場合		7 kW以下	30	4.5		4.5
						フードを付ける場合		7 kW以下	10	4.5		4.5
		半密閉式						4.2 kW以下		4.5		4.5
								4.2 kW以下	4.5	4.5		4.5
	屋外用			フードを付けない場合		4.2 kW以下	30	4.5		4.5		
				フードを付ける場合		4.2 kW以下	10	4.5		4.5		
	液体燃料	不燃以外			1.2 kWを超え7.0 kW以下		60	15	15	15		
					1.2 kW以下		40	4.5	15	4.5		
		不燃			1.2 kWを超え7.0 kW以下		50	5		5		
					1.2 kW以下		20	1.5		1.5		
上記に分類されないもの					2.3 kWを超える		120	45	150	45		
					2.3 kW以下		120	30	100	30		
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5		
			半密閉式	バーナーが隠べい	自然対流型	1.9 kW以下	60	4.5	4.5注5	4.5		
		密閉式	バーナーが隠べい									
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5		
	半密閉式		バーナーが隠べい	自然対流型	1.9 kW以下	60	4.5	4.5注5	4.5			
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの		3.9 kW以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		3.9 kW以下	150	15	100	15	
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの		3.9 kW以下	120	100		100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの		3.9 kW以下	120	5		5	
		上記に分類されないもの					150	100	150	100		

注4：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

注5：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。

乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5		4.5		
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの		100	50	100	50		
				内部容積が1立方メートル未満のもの		50	30	50	30		
簡易湯沸設備	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	1.2 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	1.2 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		半密閉式				1.2 kW以下		4.5	4.5	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型				1.2 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	1.2 kW以下		0		0	
			壁掛け型、据置型		1.2 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用				フードを付けない場合	1.2 kW以下	60	15	15	15
						フードを付ける場合	1.2 kW以下	15	15	15	15
	気体燃料	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5		4.5		
				フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5		4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	1.2 kW以下	30	4.5		4.5		
				フードを付ける場合	1.2 kW以下	10	4.5		4.5		
		半密閉式				1.2 kW以下		4.5		4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型				1.2 kW以下	4.5	4.5		4.5
				瞬間型	調理台型	1.2 kW以下		0		0	
			壁掛け型、据置型		1.2 kW以下	4.5	4.5		4.5		
		屋外用				フードを付けない場合	1.2 kW以下	30	4.5		4.5
						フードを付ける場合	1.2 kW以下	10	4.5		4.5
液体燃料	不燃以外				1.2 kW以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃				1.2 kW以下	20	1.5		1.5		
不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型				1.2 kWを超え4.2 kW以下		15	15	15	
			瞬間型				1.2 kWを超え7.0 kW以下		15	15	15
	密閉式	常圧貯蔵型				1.2 kWを超え4.2 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	1.2 kWを超え7.0 kW以下		0		0		
		壁掛け型、据置型		1.2 kWを超え7.0 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	1.2 kWを超え4.2 kW以下	60	15	15	15			
			フードを付ける場合	1.2 kWを超え4.2 kW以下	15	15	15	15			
		瞬間型	フードを付けない場合	1.2 kWを超え7.0 kW以下	60	15	15	15			
			フードを付ける場合	1.2 kWを超え7.0 kW以下	15	15	15	15			

給湯湯沸設備	気体燃料	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	1.2 kWを超え4.2 kW以下		4.5		4.5		
				瞬間型	1.2 kWを超え7.0 kW以下		4.5		4.5		
		不燃	密閉式	常圧貯蔵型	調理台型	1.2 kWを超え4.2 kW以下	4.5	4.5		4.5	
					壁掛け型、据置型	1.2 kWを超え7.0 kW以下		0		0	
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	1.2 kWを超え4.2 kW以下	30	4.5		4.5
		フードを付ける場合	1.2 kWを超え4.2 kW以下			10	4.5		4.5		
		瞬間型	フードを付けない場合		1.2 kWを超え7.0 kW以下	30	4.5		4.5		
					フードを付ける場合	1.2 kWを超え7.0 kW以下	10	4.5		4.5	
		液体燃料	不燃以外				1.2 kWを超え7.0 kW以下	60	15	15	15
							1.2 kWを超え7.0 kW以下	50	5		5
上記に分類されないもの						60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100		
			バーナーが隠べい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5注5	4.5		
			強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5	
				全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80		
			バーナーが隠べい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5注5	4.5		
			強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型	7 kW以下	100	50	100	20		
				自然対流型	7 kWを超え1.2 kW以下	150	100	100	100		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	1.2 kW以下	100	15	100	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え1.2 kW以下	100	150	150	150		
		不燃	開放式	放射型	7 kW以下	80	30		5		
				自然対流型	7 kWを超え1.2 kW以下	120	100		100		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	1.2 kW以下	80	30		30		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え1.2 kW以下	80	5		5		
固体燃料						100	50 注6	50 注6	50 注6		

注6：方向性を有するものにあつては100cmとする。

調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8 kW以下	100	15	15	15	
					卓上型こんろ（2口以上）、 卓上型グリル付こんろ	1.4 kW以下	100	15 注4	15	15 注4	
					加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	100	15	15	15
				バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル （フードを付けない場合）	7 kW以下	50	4.5	4.5	4.5
						卓上型オープン・グリル （フードを付ける場合）	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7 kW以下	30	10	10	10
						圧力調理器（内容積10リットル以下）		30	10	10	10
	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8 kW以下	80	0		0		
				卓上型こんろ（2口以上）、 卓上型グリル付こんろ	1.4 kW以下	80	0		0		
				加熱部が開放	卓上型グリル	7 kW以下	80	0		0	
			バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル （フードを付けない場合）	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
					卓上型オープン・グリル （フードを付ける場合）	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7 kW以下	15	4.5		4.5	
					圧力調理器（内容積10リットル以下）		15	4.5		4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外		6 kW以下	100	15	15	15			
	不燃		6 kW以下	80	0		0				
	固体燃料			100	30	30	30				
電気温風機	電気	不燃以外		2 kW以下	4.5注7	4.5注7	4.5注7	4.5注7			
		不燃		2 kW以下	0 注7	0 注7	注7	0 注7			
電気こんろ	電気	不燃以外	4.8 kW以下 （1口当たり2 kWを超え3 kW以下）	100	2	2	2				
			4.8 kW以下 （1口当たり1 kWを超え2 kW以下）	100	2 注8	2	2 注8				
			4.8 kW以下 （1口当たり1 kWを越え2 kW以下）	15 注8		15 注8					
			4.8 kW以下 （1口当たり1 kW以下）	10 注8		10 注8					
		不燃	4.8 kW以下 （1口当たり3 kW以下）	80	0		0				
			0 注8		0 注8						

注7：温風の吹き出

し方向にあっては
60 cmとする。注8：機器本体上方
の側方又は後方の
離隔距離（発熱体の
外周からの距離）
を示す。

電気レンジ	電気	不燃以外	4.8kW以下 (1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	
					20 注8		20 注8	
					10 注9		10 注9	
				100	2	2	2	
					15 注8		15 注8	
					10 注9		10 注9	
電気レンジ	電気	不燃	4.8kW以下 (1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	
					10 注8		10 注8	
					0 注8		0 注8	
				80	0		0	
					0 注8		0 注8	
					0 注8		0 注8	
電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形態のもの	4.8kW以下 (1口当たり3kW以下)	100	2	2	2
						10 注8		10 注8
		不燃	こんろ形態のもの	4.8kW以下 (1口当たり3kW以下)	80	0		0
						0 注8		0 注8
電気天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5注10	4.5注10	4.5注10
		不燃		2kW以下	10	4.5注10		4.5注10
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注10	4.5注10	4.5注10
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注10		4.5注10
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5
		不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0

注9：電気レンジで
こんろ部分が電磁誘
導加熱式調理器の場
合の本体上方の側方
又は後方の距離(発
熱体の外周からの距
離)を示す。

注10：排気口面に
あっては10cmとす
る。

電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0		0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機 食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注11：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機 食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5注11	0 注12	— 注12	0 注12	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	4.5	0	0	0	注12：排気口面にあつては4.5 cmとする。
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	0	0	—	0	

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第2（第23条関係）

表 示 の 種 類	図 記 号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び 枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び 枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第3（第33条、第34条、第46条関係）

品 名		数 量
綿花類		200キログラム
木毛及びかんなくず		400キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000キログラム
糸類		1,000キログラム
わら類		1,000キログラム
再生資源燃料		1,000キログラム
可燃性固体類		3,000キログラム
石炭・木炭類		10,000キログラム
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3,000キログラム

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ並びにくずを除く。